

新潟市教育・保育施設等における
重大事故の再発防止のための検証委員会について

1 検証の目的

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（こども家庭庁発令和7年3月21日通知）に基づき、特定教育・保育施設等におけるこどもの死亡事故等の重大事故について、その事実関係の把握を行い、死亡、又は重大な事故に遭ったこどもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。（関係者の処罰を目的とするものではない。）

2 国が示している対象施設及び事業（施設数）

R7.4.1現在

重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲	担当課		
	幼保支援課	こども政策課	他*
(1) 特定教育・保育施設 保育園（123） 認定こども園(135)	○		
(2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの)			○
(3) 特別支援学校法人幼稚部			○
(4) 特定地域型保育事業 小規模保育事業(22) 事業所内保育事業(4)	○		
(5) 延長保育事業、	○		
(6) 放課後児童クラブ		○	
(7) 子育て短期支援事業		○	
(8) 一時預かり事業	○		
(9) 病児保育事業	○		
(10) ファミリー・サポート・センター事業		○	
(11) 子育て世帯訪問支援事業		○	
(12) 児童育成支援拠点事業		○	
(13) 認可外保育施設	○		

*教育委員会

3 検証の対象範囲

(1) 死亡事故

※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証する。

(2) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。

(3) 死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、新潟市において検証が必要と判断した事故

※ 新潟市が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 委員の構成

医師、弁護士、学識経験者、教育・保育関係者、その他市長が適当と認める者。
委員の任期は2年。(委員は再任可。最長6年まで)

5 委員会の位置付け

新潟市附属機関設置条例に基づくもの。

6 検証委員会の進め方

- ・死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。
- ・検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めると共にヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行なう。この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- ・調査結果に基づき課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。
- ・プライバシー保護の観点から、会議は非公開とする。
- ・検証委員会は検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、市に報告する。
- ・市は、原則、検証委員会から提出された報告書を公表し、国へ提出する。
- ・市は検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

【検証の進め方（国の参考例）】

